

湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領の運用基準

(指名停止等措置の意義)

第 1 条関係

指名停止等措置は、贈賄、不正行為等及び施工に関して事故を起こした有資格業者に対して、司法上の制裁や建設業法上の行政処分とは別に、市の契約の相手方とすることが不適當であると判断して、一定の期間競争入札等の参加資格を停止するため、内部的に決定する運用上の措置である。

(指名停止期間の始期)

第 2 条第 1 項関係

- (1) 指名停止期間の始期については、当該指名停止に関する決裁を受けた日の翌日（午前 0 時）とする。ただし、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合にあっては、この限りでない。
- (2) 指名停止期間中の有資格業者が、措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止期間の始期は、先の指名停止期間の満了後からではなく、その指名停止に関する決裁を受けた日の翌日（午前 0 時）とする。

(共同企業体に関する指名停止の運用)

第 3 条第 3 項関係

- (1) 要領第 3 条第 3 項の規定による共同企業体の指名停止は、指名停止期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について落札者が決定しており、新たな指名が想定されない特定共同企業体については対象としないものとする。
- (2) 要領第 3 条第 3 項の規定による共同企業体の指名停止は、(1)のと通りの措置であり、当該共同企業体自らが措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、要領第 4 条第 2 項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

(短期加重措置の運用)

第 4 条第 2 項関係

- (1) 有資格業者が措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、先の指名停止期間の満了から 1 年（要領第 4 条第 2 項第 2 号にあっては、3 年）以内

に行っていることが明らかになった場合には、短期加重措置の対象とするものとする。

- (2) 有資格業者が措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (3) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、要領第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えて指名停止期間を定めることができるものとする。
- (4) 要領第 4 条第 6 項の規定により解除された指名停止等措置については、短期加重措置の対象としないものとする。

(極めて悪質な事由又は極めて重大な結果を生じさせた行為の運用)

第 4 条第 4 項関係

契約違反のうち、結果的に契約解除に至ったものについては、極めて重大な結果を生じさせた行為の対象とすることができるものとする。

(解除した場合の指名停止期間の終期)

第 4 条第 6 項関係

- (1) 要領第 4 条第 6 項の規定により指名停止を解除する場合の指名停止期間の終期は、解除に係る決裁を受けた日とする。

(解除した場合の指名停止の取扱い)

- (2) 指名停止を解除した場合であっても、解除までの指名停止等措置及びそれに係る入札の無効、指名の取消等は有効であり、解除により入札の無効、指名の取消等を取り消すことは行わないものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例の運用)

第 5 条関係

- (1) 要領第 5 条の規定により、指名停止期間の加重を行う場合にあつては、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後に加重するものとする。
- (2) 要領第 5 条第 4 号及び第 5 号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注機関に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 要領第 5 条第 5 号の「他の公共機関の職員」とは、刑法第 7 条第 1 項に定める

国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合も含むものとし、又、私人であっても、その職務が公共性を持つことにより、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。

(市工事等に係る事故等発生報告書の運用)

第 6 条第 1 項関係

契約担当課は、工事担当課から建設業者等選定委員会に要領第 6 条第 1 項に規定する市工事等に係る事故等発生報告書が提出された場合には、当該措置案件に係る指名停止等の措置案を作成し、同報告書に添付するものとする。

(指名停止事由発生報告書の運用)

第 6 条第 2 項関係

契約担当課は、要領第 6 条第 2 項の指名停止事由発生報告書には、当該措置案件に係る指名停止等の措置案を添付するものとする。

(下請負等の禁止の運用)

第 10 条関係

要領第 10 条の規定による下請負等の禁止対象は、建設工事に限るものとし、その他の契約（例えば、建設工事に係る測量、調査、設計又は監理業務の委託、資材の販売、警備業務の委託等）については禁止の対象に含めないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置の運用)

第 11 条関係

要領第 11 条の規定により、書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行う場合であっても、要領第 6 条及び第 7 条に規定する手続を行うものとする。

(虚偽記載の運用)

別表第 1 第 1 号関係

- (1) 入札参加資格確認資料において、配置予定技術者等が他工事等に従事していたにもかかわらず、従事していないとの虚偽の記載をしていた場合であって、当該虚偽の記載をしなければ入札が無効となっていたものについては、入札参加資格確認資料の作成者に対し、3 か月を標準として指名停止等措置を講ずるものとする。

- (2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に関する虚偽記載のうち、申請要件等の重要な事項に係るものが発覚した場合には、競争入札参加資格者の認定を取り消すものとする。
- (3) 虚偽記載に関連して、私文書偽造等の罪により逮捕等された場合には、別表第2の「不正又は不誠実な行為」を適用するものとする。

（過失による粗雑工事に基づく措置の運用）

別表第1第2号又は第3号関係

- (1) 過失による粗雑工事とは、会計検査院等により不良として指摘された工事等、事故等で重大な瑕疵が発見された工事等をいうものとする。
- (2) 一般工事等における過失による粗雑工事について、かしが重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分が行われた場合に行うものとする。
- (3) 一般工事等における過失による粗雑工事に基づき、指名停止等措置を講ずる場合にあっては、1か月を標準として、措置を講ずるものとする。ただし、低入札価格調査を行った市工事等において、過失による粗雑工事等に該当するものとして指名停止を行う場合の期間の短期は3か月とする。

（契約違反による措置の運用）

別表第1第4号関係

- (1) 契約違反とは、市工事等の施工に関して、過失による粗雑工事の場合以外に、履行遅延、契約不履行、契約約款違反、監督・検査等への阻害行為、その他契約上の信頼関係の破壊に通ずる行為等をいうものとする。
- (2) 市工事等の施工に当たりとは、工事現場における施工だけでなく、資機材、建設発生土等の運搬中や土砂捨て場、資材置き場等における事象等、施工の過程で行われる全ての行為を含むものとする。
- (3) 湖西市建設工事請負契約約款第6条の3第1項の規定によって禁止している社会保険等未加入者による下請負（一次下請契約に限る。）があった場合には、当該工事の受注者に対し、2か月を標準として指名停止等措置を講ずるものとする。
- (4) (3)に該当する措置案件において、下請負人から受注者に対する虚偽報告が確認できた場合にあっては、当該確認ができなかったと想定した場合の2分の1の期間の指名停止等措置を講ずるものとする。この場合において、指名停止期間が2週間を下回る場合にあっては、要領第4条第3項の規定を適用するものとする。
- (5) 湖西市建設工事請負契約約款第6条の4第1項又は第2項の規定によって禁止

している相指名業者による下請負があった場合には、当該工事の受注者に対し、次に掲げる場合の区分に応じて当該区分に定める期間を標準として、指名停止等措置を講ずるものとする。

① 相指名業者を受注者と直接契約を締結する下請負人とした場合 2 か月

② 相指名業者を①に掲げる下請負人以外の下請負人とした場合 1 か月

(6) (5)にかかわらず、相指名業者を下請負人とすることが認められる事情があった場合において、湖西市建設工事請負契約約款第 6 条の 4 第 3 項後段の規定に違反して発注者が承諾する前に下請負人としたときは、当該工事の受注者に対し、次に掲げる場合の区分に応じて当該区分に定める期間を標準として、指名停止等措置を講ずるものとする。

① 相指名業者を受注者と直接契約を締結する下請負人とした場合 1 か月

② 相指名業者を①に掲げる下請負人以外の下請負人とした場合 2 週間

(7) (5)の②又は(6)の②に該当する措置案件において、当該工事の受注者が相指名業者を下請負人とすることが禁止されていることを適切に周知してことが確認できた場合にあっては、当該確認ができなかったと想定した場合の 2 分の 1 の期間の指名停止等措置を講ずるものとする。この場合において、指名停止期間が 2 週間を下回る場合にあっては、要領第 4 条第 3 項の規定を適用するものとする。

(事故に基づく措置の基準)

別表第 1 第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号関係

公衆損害事故又は工事等関係者事故が次のいずれかに該当する事由により生じた場合にあっては、原則として、指名停止等措置の対象としないものとする。

① 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故
(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)

② 第三者の行為により生じたものであると認められる事故 (例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

(安全管理措置の不適切により生じた市工事等の事故による措置の運用)

別表第 1 第 6 号及び第 8 号関係

(1) 市工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として①の場合とする。ただし、②によることが適当である場合には、これによることができるものとする。

- ① 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合
 - ② 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- (2) 市工事等の施工に当たる公衆損害事故により、指名停止等措置を講ずる場合にあっては、当該工事の受注者に対し、次に掲げる状況の区分に応じて当該区分に定める期間等を標準として、措置を講ずるものとする。
- ① 損害（軽微） 文書注意
 - ② 損害（中程度） 1 か月
 - ③ 損害（重大） 2 か月
 - ④ 負傷（軽症） 1 か月
 - ⑤ 負傷（中傷） 1 か月
 - ⑥ 負傷（重傷） 2 か月
 - ⑦ 死亡（1 名） 4 か月
 - ⑧ 死亡（2 名以上） 6 か月
- (3) (2)の①から③までの損害状況を判断するための目安は、次のとおりとする。
- ① 軽微 公共機関や民家等へ軽微な損失又は影響を与えた事故（例えば、10 世帯以下のライフライン等に影響を与えたもの、交通安全施設や道路付属物の破損等の一般交通に与える影響が小さいもの、建物以外の損傷等の民家等における生活・営業活動に与える影響が小さいもの等）
 - ② 中程度 公共機関や民家等へ損失又は影響を与えた事故（例えば、11 世帯以上 100 世帯以下のライフライン等に影響を与えたもの、幹線道路の不通や交通安全施設の機能不全等の一般交通に与える影響が大きいもの、建物への損害等の民家等における生活・営業活動に与える影響が大きいもの等）
 - ③ 重大 公共機関や民家等へ多大な損失又は影響を与えた事故（例えば、101 世帯以上のライフライン等に影響を与えたもの、公共交通機関が不通となったもの、建物基礎への損害等の民家等における生活・営業活動に与える影響が多大なもの等）
- (4) (2)の④から⑥までの負傷状況を判断するための目安は、次のとおりとする。
- ① 軽症 全治 14 日以下
 - ② 中傷 全治 15 日以上 2 か月未満
 - ③ 重傷 全治 2 か月以上
- (5) 市工事等の施工に当たる工事等関係者事故により、指名停止等措置を講ずる場

合にあつては、当該工事の受注者に対し、次に掲げる状況の区分に応じて当該区分に定める期間等を標準として、措置を講ずるものとする。

- ① 負傷（軽症） 文書注意
- ② 負傷（中傷） 2週間
- ③ 負傷（重傷） 1か月
- ④ 死亡（1名） 2か月
- ⑤ 死亡（2名以上） 3か月

(6) (5)の①から③までの負傷状況を判断するための目安は、次のとおりとする。

- ① 軽症 休業4日未満
- ② 中傷 休業4日以上
- ③ 重傷 全治2か月以上

(7) (2)及び(5)に定める期間については、安全管理が著しく不適切と認められる場合や社会的に重大な影響を及ぼす場合は、適用しないものとする。

(8) 市工事等の施工に当たりとは、工事現場における施工だけでなく、資機材、建設発生土等の運搬中や土砂捨て場、資材置き場等における事象等、施工の過程で行われる全ての行為を含むものとする。

（安全管理措置の不適切により生じた一般工事等の事故等による措置の運用）

別表第1第7号及び第9号関係

- (1) 一般工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であつて、当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。
- (2) 一般工事等の施工に当たる公衆損害事故により、指名停止等措置を講ずる場合にあつては、1か月を標準として、措置を講ずるものとする。
- (3) 一般工事等の施工に当たる工事等関係者事故により、指名停止等措置を講ずる場合にあつては、2週間を標準として、措置を講ずるものとする。

（贈賄による措置の運用）

別表第2第1号、第2号及び第3号関係

- (1) 市職員に対する贈賄により、指名停止等措置を講ずる場合にあつては、次に掲げる贈賄者の地位の区分に応じて当該区分に定める期間を標準として、措置を講ずるものとする。
 - ① 代表役員等 12か月

- ② 一般役員等 9 か月
 - ③ 使用人 6 か月
- (2) 市内の他の公共機関の職員に対する贈賄により、指名停止等措置を講ずる場合にあっては、次に掲げる贈賄者の地位の区分に応じて当該区分に定める期間を標準として、措置を講ずるものとする。
- ① 代表役員等 3 か月
 - ② 一般役員等 2 か月
 - ③ 使用人 1 か月
- (3) 市外の他の公共機関の職員に対する贈賄により、指名停止等措置を講ずる場合にあっては、次に掲げる贈賄者の地位の区分に応じて当該区分に定める期間を標準として、措置を講ずるものとする。
- ① 代表役員等 2 か月
 - ② 一般役員等 1 か月
 - ③ 使用人 1 か月
- (4) 代表権を有すると認められるべき肩書とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。
- (5) 他の公共機関の職員とは、刑法第 7 条第 1 項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合も含むものとし、又、私人であっても、その職務が公共性を持つことにより、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。
- (6) 贈賄者の地位は、逮捕や発覚した時点でなく、贈賄行為を行った時点で判断するものとする。

(独占禁止法違反行為による措置の運用)

別表第 2 第 4 号及び第 5 号関係

- (1) 独占禁止法第 3 条に違反とは、次に掲げるいずれかの事実を知った場合をいうものとする。
- ① 排除措置命令
 - ② 課徴金納付命令（課徴金減免制度の適用事業者を含む。）
 - ③ 刑事告発
 - ④ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕

⑤ 公正取引委員会が違反事実を認定し公表したとき

- (2) 独占禁止法第 8 条第 1 項に違反とは、課徴金納付命令が出されたことを知った場合をいうものとする。
- (3) 課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該制度の適用がなかったと想定した場合の 2 分の 1 の期間の指名停止等措置を講ずるものとする。この場合において、指名停止期間が要領別表第 2 第 4 号又は第 5 号に規定する期間の短期を下回る場合にあっては、要領第 4 条第 3 項の規定を適用するものとする。
- (4) 独占禁止法違反行為により、指名停止等措置を講ずる場合にあっては、次に掲げる契約の種類の区分に応じて当該区分に定める期間を標準として、措置を講ずるものとする。
- ① 市工事等 36 か月
 - ② ①以外のもの 6 か月
- (5) 業務とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。

(競売入札妨害又は談合による措置の運用)

別表第 2 第 6 号及び第 7 号関係

競売入札妨害又は談合により、指名停止等措置を講ずる場合にあっては、次に掲げる契約の種類の区分に応じて当該区分に定める期間を標準として、措置を講ずるものとする。

- ① 市工事等 36 か月
- ② ①以外のもの 6 か月

(建設業法違反行為による措置の運用)

別表第 2 第 8 号及び第 9 号関係

- (1) 建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるのは、原則として次のいずれかに該当する場合をいうものとする。
- ① 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - ② 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（市長が軽微なものと判断した場合を除く。）
- (2) 市工事等以外の工事等に関する建設業法違反行為により、指名停止等措置を講ずる場合にあっては、1 か月を標準として、措置を講ずるものとする。

(不正又は不誠実な行為による措置の運用)

別表第2第11号及び第12号関係

- (1) 業務に関し不正又は不誠実な行為とは、原則として次のいずれかに該当する場合をいうものとする。この場合において、業務とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。
 - ① 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - ② 市工事等に関して、落札決定後の辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合
 - ③ 湖西市建設工事競争契約入札心得第31条第1項の規定に違反し、入札書を提出した工事において当該工事の下請負人となった場合
 - ④ 市工事等に関して、市から契約を解除された場合（受注者の責めに帰すことができない事由によるものを除く。）
 - ⑤ 独占禁止法第19条の規定に違反する事実の認定を受けた場合
- (2) (1)に掲げる行為により、指名停止等措置を講ずる場合にあっては、次に掲げる行為の種類の区分に応じて当該区分に定める期間を標準として、措置を講ずるものとする。
 - ① (1)の①に該当する行為（市工事等に関する行為又はそれに類すると認められる行為を除く。） 1か月
 - ② (1)の②に該当する行為 1か月
 - ③ (1)の③に該当する行為 1か月
 - ④ (1)の⑤に該当する行為（市工事等に関する行為又はそれに類すると認められる行為を除く。） 1か月
- (3) (1)の③にかかわらず、別表第1第4号関係の(6)に該当するときは、当該下請負人に対する指名停止等措置は講じないものとする。
- (4) 要領別表第2第12号は、代表役員等の犯罪行為について定めたものであり、私的行為であっても、これらの者の社会的責任に照らして、当該有資格業者が工事等の契約の相手方として不適切であると判断されることになった場合には、指名停止等措置の対象とするものとする。
- (5) (4)により、指名停止等措置を講ずる場合にあっては、1か月を標準として、措置を講ずるものとする。

附 則（平成 30 年 3 月 15 日制定）

この運用基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日改正）

この運用基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 14 日改正）

この運用基準は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。